名簿等個人データを利用する際の留意事項について(注意喚起)

個人情報保護委員会事務局

名簿等個人データを取り扱う場合には、個人情報保護法に則り、以下の点に留意の上、個人情報を適正に取り扱ってください。

1. 名簿等個人データの入手について

(1) 入手前の注意

本人の同意を得ずに、名簿の提供や住宅地図の販売等を行う場合(オプトアウト規定を利用する場合)には、個人情報保護委員会への事前届出等の手続を行う必要があります(法第23条第2項)(※届出は義務であり、当委員会はこれを公表しています。)。

届出を行っていない、又は本人の同意を得ずに名簿等の個人データを第三者に提供している事業者は、同法違反となりますので、このような事業者から名 簿等を購入しないようご注意ください。

○個人情報保護委員会ウェブサイト:オプトアウト届出書検索 https://www.ppc.go.jp/personal/preparation/optout/publication/

(2)入手時の注意

名簿等個人データを入手する場合には、**提供を受ける際の確認等義務(法第26条)**がありますので、これらの義務を遵守し、個人情報を適正に取り扱ってください。具体的な内容については、以下のウェブサイトでご確認ください。

- ○個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530 personal law.pdf
- ○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・ 記録義務編)

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines03.pdf

2. 自社内の名簿等個人データの管理について

個人情報取扱事業者は、従業者に個人情報を取り扱わせる際には、個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者を必要かつ適切に監督する義務(法第 21 条)があります。従業者が業務上取り扱う**顧客名簿や従業員名簿の転売や紛失をさせないようにしてください**。

なお、個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合には、不正データベース提供罪として、行為者だけでなく事業者も罰則の対象(法第83条、第87条)となります。

- ○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf
- 〇個人情報保護法相談ダイヤル:法律の解釈や制度一般に関する相談窓口 03-6457-9849